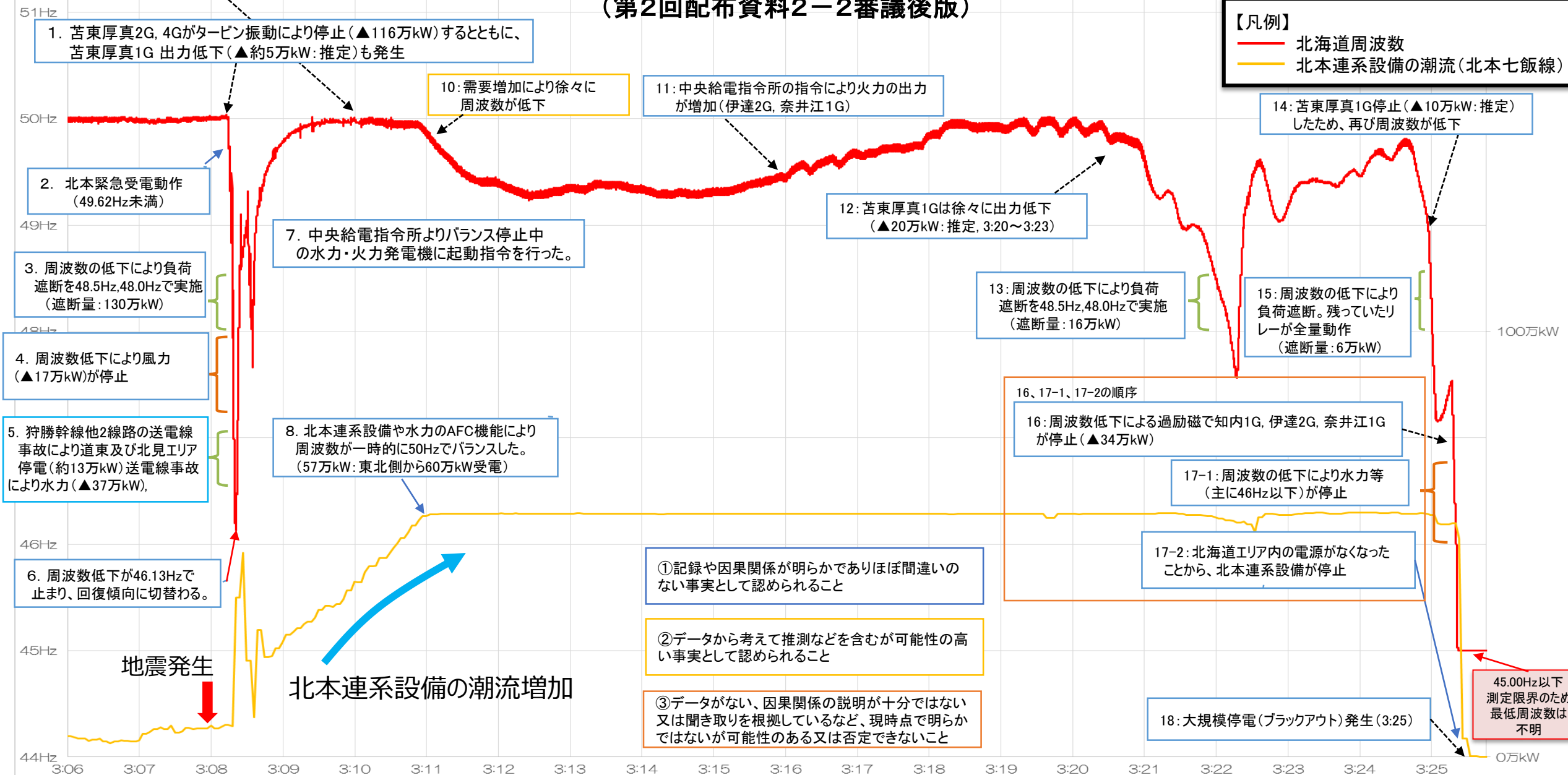


本検証委員会により事実認定が行われた 地震発生からブラックアウトに至るまでの事象① (第2回配布資料2-2審議後版)

第3回平成30年北海道胆振東部地震に伴う
大規模停電に関する検証委員会 参考資料3
(第2回配布資料2-2「本検証委員会により
事実認定が行われた事象」審議後版)

【凡例】

- 北海道周波数
- 北本連系設備の潮流(北本七飯線)



- ①記録や因果関係が明らかでありほぼ間違いのない事実として認められること
- ②データから考えて推測などを含むが可能性の高い事実として認められること
- ③データがない、因果関係の説明が十分ではない又は聞き取りを根拠しているなど、現時点で明らかではないが可能性のある又は否定できないこと